

札幌市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
平成31年（2019年）2月8日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

札幌市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第46号）の一部を次のように改正する。

(1) 第1条中「、並びに」を「並びに」に改め、「世帯の」の次に「市民である」を加える。

(2) 第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、政令第9条の違約金を含むものとする。

(3) 第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の第14条並びに第15条第1項及び第3項の規定は、施行日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する災害援護

資金の貸付けについて適用し、施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

(理 由)

災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、災害援護資金の貸付条件を改めるため、本案を提出する。